

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する  
省令の一部を改正する省令の概要

平成18年3月  
経済産業省  
特許庁

．概要

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する。

．改正の内容

1．独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

独立行政法人は、業務を開始する際に業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない旨独立行政法人通則法第28条第1項において定められている。当該業務方法書に記載する業務の範囲については、同条第2項において省令委任されており、情報・研修館については、独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年経済産業省令第102号。以下「業務運営等省令」という。）第1条第1号において、独立行政法人情報・研修館法（以下「情報・研修館」という。）第10条第1号から7号までに掲げる業務と定められている。

情報・研修館法第10条が第11条に条ずれ改正されることに伴い、同条を引用する業務運営等省令第1条第1号を改正するものである。

2．施行期日

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律が施行される平成18年4月1日とする。